
羽島市まちづくり基本条例

【解説】

目次

羽島市まちづくり基本条例の構成	3
前文	4
第1章 総則	6
第1条 目的	
第2条 条例の尊重	
第3条 定義	
第4条 基本理念	
第5条 基本原則	
第2章 まちづくりの担い手の権利、役割及び責務	10
第6条 市民の権利	
第7条 市民の役割及び責務	
第8条 地域コミュニティの役割及び責務	
第9条 議会の役割及び責務	
第10条 市長等の役割及び責務	
第11条 職員の役割及び責務	
第3章 市民参画と協働	14
第12条 市民参画の推進	
第13条 協働の推進	
第14条 地域コミュニティ活動への関わり	
第15条 審議会等	
第16条 会議の公開	
第17条 パブリックコメント	
第18条 住民投票	
第4章 情報の共有	18
第19条 情報の共有及び公開	
第20条 個人情報の保護	

第5章 市政運営	19
第 21 条 行政手続	
第 22 条 計画的な市政運営	
第 23 条 危機管理	
第 24 条 国、県及び民間企業等との連携	
第6章 条例の見直し	22
第 25 条 条例の見直し	

羽島市まちづくり基本条例の構成

前 文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 条例の尊重
- 第3条 定義
- 第4条 基本理念
- 第5条 基本原則

第2章 まちづくりの担い手の権利、役割及び責務

市 民

- 第6条 市民の権利
- 第7条 市民の役割
及び責務
- 第8条 地域コミュニティ
の役割及び責務

議 会

- 第9条 議会の役割
及び責務

市長等

- 第10条 市長等の役割
及び責務
- 第11条 職員の役割
及び責務

第3章 市民参画と協働

- 第12条 市民参画の推進
- 第13条 協働の推進
- 第14条 地域コミュニティ
活動への関わり
- 第15条 審議会等
- 第16条 会議の公開
- 第17条 パブリックコメント
- 第18条 住民投票

第4章 情報の共有

- 第19条 情報の共有
及び公開
- 第20条 個人情報の
保護

第5章 市政運営

- 第21条 行政手続
- 第22条 計画的な
市政運営
- 第23条 危機管理
- 第24条 国、県及び民
間企業等との
連携

第6章 条例の見直し

- 第25条 条例の見直し

(前文)

わたしたちのまち羽島市は、先人たちの英知と不断の努力によって築かれた木曾・長良の水の恵みと、美濃平野の豊かな自然を源とし、多彩な伝統と文化を育んできました。また、この地域は、かつては美濃路が通り、現代では東海道新幹線岐阜羽島駅と名神高速道路岐阜羽島インターチェンジを併せ持つ交通要衝の地として、新たな交流が生まれてきた魅力あるまちです。

わたしたちは、羽島市民であることに誇りを持ち、次代を担う子どもたちが夢と希望を抱き健やかに成長できるまちとして、後世に引き継いでいかなければなりません。

しかし今日、地方分権の推進や少子高齢化・人口減少社会の本格化、価値観の多様化等により、わたしたちをとりまく社会環境は大きく変化しています。これら時代の変化に対応し、地域の個性と限りある資源を活かしたまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、自ら考え行動し積極的にまちづくりに参画していくとともに、市民同士あるいは市民と議会と市長等が、それぞれの特性や役割を互いに理解し合いながら、対話と協力を重ねていくことが大切です。

わたしたちは、市民主体の協働によるまちづくりという理念を共有し、誰もが暮らしやすく、世代を超えて心の通うまちを創造するため、この条例を制定します。

【解説】

羽島市の歴史は、水との戦いの歴史でもあります。数々の水害を乗り越えた先人たちの努力により、わたしたちは豊かで美しい自然に囲まれ、様々な農作物の恵みを得ています。このような環境のなか、円空仏や佐吉仏、本覚寺の龍天井などの文化遺産や美濃竹鼻まつり、山車、平方勢獅子、美濃縞織など数多くの伝統文化が今日まで息づいています。また、かつては美濃路が通り、現代では東海道新幹線岐阜羽島駅と名神高速道路岐阜羽島インターチェンジを併せ持ち、岐阜県の玄関口としての役割も担っています。

わたしたちは、羽島市民であることに誇りを持ち、次代を担う子どもたちが羽島市らしさを感じながら豊かな心を身に付け、健やかに成長できるまちとして後世に引き継いでいかなければなりません。そのためにも、まず大人が、主体性を持ち自分たちのまちは自分たちでつくっていこうという姿を子どもたちに見せること、大人が自分たちを変えていこうという意識を持つことが大切です。

しかし、今日の社会環境をみると、地方分権の推進や少子高齢化の進行、人

口減少の本格化、価値観の多様化等により暮らしは大きく変化しています。また、地域コミュニティでは、地域への帰属意識の低下、高齢化による担い手不足などの課題が生じてきています。これら時代の変化に対応し、地域の個性と限りある資源（伝統文化・人材・社会資本・財源）を活かしたまちづくりを進めるためには、市民同士あるいは市民と議会と市長等が、それぞれの特性や役割を理解し合い、対話と協力を重ね、まちづくりを進めていくことが大切です。それらの積み重ねが、地域力の向上につながるものだと考えます。

わたしたちは、市民主体の協働によるまちづくりという理念を共有し、地域で声をかけ合い、多世代が支え合うことで、元気で生き活きとした生活ができ、世代を超えて心の通うまちを創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、市民の権利と市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにし、市民自らがまちづくりに参画し協働することによって、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とします。

【解説】

第1条は、前文の趣旨を受けて、この条例が規定している内容の概要を示すとともに、条例制定の目的を定めています。

この条例の目的は、「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」です。その目的を実現するために、まちづくりに関する基本理念と基本原則を定めるとともに、市民の権利と役割と責務、議会と市長等の役割と責務を明らかにしています。これらを定めることにより、市民自らがまちづくりに参画し協働する機運を醸成し、市民を主体としたまちづくりの実現を目指すことを規定します。

(条例の尊重)

第2条 他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

【解説】

第2条は、市の例規体系における、この条例の位置付けについて定めています。

この条例は、市が定める条例の1つですが、その内容は、まちづくりの基本理念や基本原則を総合的に規定しています。したがって、他の条例や規則等の制定や改廃、まちづくりに関する計画や施策の立案及び実施の際に、尊重すべきものとして位置付けます。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり より良い羽島市を実現するために行う活動をいいます。
- (4) 参画 参加するだけでなく、方針の決定及び企画に関わるなど、主体的に活動に加わることをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び市長等が共通の目的に向かい、それぞれの特性を理解し役割を認識したうえで、お互いに対等な立場として尊重し、補足し合いながら協力することをいいます。
- (6) 地域コミュニティ 自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。

【解説】

この条例を正しく理解するため、共通認識が必要な用語について、その意味を明確にしておくために定義をします。

① 市民

市内に住む人(住民)、自治会などの地域コミュニティ、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、市内の事業者のほか、市内に通学、通勤する人など、まちづくりに関わる人を広く「市民」と定義しています。しかし、ここで定義をしている「市民」が、全て同じ権利を有するわけではありません。具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるものとします。

② 市長等

市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会は、地方自治法では「執行機関」として規定されますが、この条例では市の「執行機関」を総称して「市長等」とします。

③ まちづくり

単に道路や公園などハード面の整備だけでなく、教育、福祉、産業振興、環境、防災など幅広い分野において、より良い羽島市を実現するために行うあらゆる活動をいいます。

④ 参画

市長等が行う政策等や地域における活動などにおいて、参加するだけでなく

その内容の決定や企画に関わるなど、主体的に加わることをいいます。

⑤ 協働

まちづくりの担い手である市民、議会及び市長等が、共通の課題と目標を持ち、その解決に向けて、お互いの特性を理解し対等な立場に立って、責任と役割を分担し合いながら、連携と協力を図り活動をすることをいいます。

⑥ 地域コミュニティ

自治会、子ども会、老人会など、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う組織等をいいます。

(基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体となり、市民、議会及び市長等が協働して行うものとします。

【解説】

第4条は、まちづくりを進めていく際の、基本的な考え方を明らかにするために定めています。

まちづくりの基本理念については、前文にもふれられていますが、重要な内容であることから、「市民が主体であること」、「市民、議会及び市長等が連携・協力してまちづくりを行うこと」を再度確認するため規定しています。

(基本原則)

第5条 市民、議会及び市長等は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 市民参画の原則 市民はまちづくりに主体的に関わるように努め、議会及び市長等は市民の自主性を尊重し、その参画の機会を保障すること。
- (2) 協働の原則 相互理解による信頼関係の構築に努め、協働してまちづくりを進めること。
- (3) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を互いに提供し合い、共有すること。

【解説】

第1条に定める目的を実現するために、市民、議会及び市長等というまちづくりの担い手が共有すべき基本的な決まりとして、3つの原則を掲げました。

① 市民参画の原則

市民が積極的にまちづくりに関わっていくことを期待するものですが、一方で強制されるものではありません。自主性を尊重したうえで、議会や市長等は市民が参画する機会を保障しなければなりません。

② 協働の原則

まちづくりの様々な課題を解決していくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれの役割と責務を認識しながら信頼関係を築き、連携と協力をしていくことが必要です。

③ 情報共有の原則

まちづくりを推進していくうえで、まちづくりの担い手間での情報の共有は欠かせません。まちづくりに関するあらゆる情報を市民が知りうる環境を整え、まちづくりの担い手が必要な情報を相互に発受信することで、市民参画及び協働によるまちづくりが可能になります。

第2章 まちづくりの担い手の権利、役割及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、自らの意思により、まちづくりに参画することができます。

2 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。

【解説】

第6条は、まちづくりの主体である市民の権利を明らかにするために定めるものです。日本国憲法や地方自治法などで保障されている権利は当然のこととして、ここでは、市民主体のまちづくりを推進していくための市民の基本的な権利を2つ定めています。

1つ目は、「まちづくりに参画する権利」です。市民は、その立場に関わらず、政策の立案、事業の実施、その評価など様々な段階において意見を述べ、意思形成に関わる権利があることを定めています。

2つ目は、まちづくりに関する「情報を知る権利」です。情報を受け取るだけでなく、提供を求める権利があることを定めています。この情報を知る権利は、市民がまちづくりに参画、協働していくための前提条件となる重要な権利といえます。

(市民の役割及び責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、お互いに多様な価値観を認め合いながら、地域全体や次世代のことも考慮し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

3 自主的に公益性のある活動を行う団体は、それぞれの特性を活かした活動を実施するとともに、その活動が広く社会に理解されるよう努めます。

【解説】

第7条は、まちづくりを推進していくにあたって市民が担うべき役割と責務を定めています。

地域のことを一番知っている市民の視点や協力がなければ、地域の様々な課題を効果的に解決していくことは困難であり、そのため、市民自らがまちづくりの主

体であるという意識を持つことが必要です。

まちづくりにあたっては、お互いの立場や意見を認め合いながら、個人の利益や目先のことだけに捉われることなく、地域全体や次世代のことも考慮した責任ある行動や発言に努めることを定めています。

また、社会貢献活動を行う事業者、ボランティア団体、NPO など自主的に公益性のある活動（営利を目的としない、不特定多数の者や地域全体の幸福と利益に役立てる活動）を行う団体は、自らの特性を活かした活動を実施するとともに、その活動が広く社会に理解されるよう努めることを定めています。

（地域コミュニティの役割及び責務）

第8条 地域コミュニティは、自らの地域の特性を活かした個性豊かで住み良いまちづくりに努めます。

【解説】

地域コミュニティは、市民にとって最も身近な存在であり、「住民の意見の集約」、「防災、防犯、子育て、子どもや高齢者の安全確保」、「生活環境の維持等、自らの地域の課題の解決」といった多くの重要な役割を担っています。そのような活動を通じて、自らの地域の特性や主体性を活かしたまちづくりに努めることを地域コミュニティの役割及び責務として定めています。

（議会の役割及び責務）

第9条 議会は、選挙で選ばれた代表者が構成する議決機関として、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた意思決定に取り組みます。

2 議会は、市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるよう努めます。

3 議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営を目指します。

【解説】

第9条は、議会が果たすべき役割と責務を定めています。

議会は、選挙によって選ばれた代表として、市政運営における重要な事項を議決する機関です。この条例の基本理念・基本原則に基づき、適切な意思決定に取り組むことを定めています。

また、様々な方法で市民意思の把握に努め、その内容を政策や議会活動に

反映させるよう努めていくことを定めるとともに、本会議の傍聴や会議録の公開、議会広報紙の発行など市民への積極的な情報提供を行い、市民に開かれた議会運営を目指していくことを定めています。

（市長等の役割及び責務）

第10条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます。

2 市長は、課題に適切に対応するため、横断的な連携が図られるよう効率的な組織体制を整備します。

3 市長等は、所管する事務の企画立案、実施、効果及び評価について、市民に対し分かりやすい説明に努めます。

【解説】

第10条は、市長等（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）の役割と責務について定めています。

市長は、選挙によって市民から信託を受けた市政運営の責任者として、この条例の基本理念・基本原則に基づいた市政運営に努めることを定めています。また、様々な課題に適切に対応するため、それぞれの担当部署で横断的な連携が図られるように効率的な組織体制を整備します。

市長等は、所管する事務の企画立案、実施、効果及び評価について、市民に対し分かりやすい説明に努めることを定めています。

（職員の役割及び責務）

第11条 職員は、市民全体のために働く者としての自覚を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、地域活動を担う一員であることを自覚し、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参画し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

【解説】

第11条は、市長の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行するうえでの役割と責務を定めています。

職員は、憲法や地方公務員法などに規定する公務員として、市民全体の奉仕

者という自覚を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に仕事を行わなければならないことを定めています。

また、自らも地域活動を担う一員であると自覚し、地域課題を把握するとともに、その解決に向けた必要な助言などを行うため、自らも積極的にまちづくりに関わるなど、協働によるまちづくりの推進に努めます。

上記に加え、市民ニーズの的確な把握と行政サービスの向上のために、職員それぞれが知識の習得や能力の向上を図るよう努めることを定めています。

このように、条例を実践する動きを通して条例への理解が進むよう努め、日頃から地域課題等に関心を持つことで自分ごととして捉える意識を醸成します。

第3章 市民参画と協働

(市民参画の推進)

第12条 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりの推進に努めます。

2 議会及び市長等は、市民がまちづくりに参画できる機会を確保するため、その環境の整備に努めます。

3 議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民の意識を高めるよう努めます。

【解説】

第12条は、まちづくりの基本原則の1つである「市民参画の原則」について、そのあり方を明らかにするために定めています。

第1項は、市民の意見が適切に反映された市政運営を行うために、市民参画を推進していくことを定めています。

議会や市長等は、市民がまちづくりに参画できる機会を保障するために、環境の整備に努めなければなりません。市民参画のための環境として、市政においては、第15条から第18条に規定する「審議会等」、「会議の公開」、「パブリックコメント」、「住民投票」のほか、意向調査(市民アンケート)、住民説明会、市民ワークショップ、タウンミーティングなどがあります。

また、議会や市長等は、市民参画に関する制度や参加するための方法を周知し、まちづくりに対する市民の関心を高めていくことが求められます。

(協働の推進)

第13条 市民、議会及び市長等は、相互の役割と責務を認め合いながら、協力、連携してまちづくりに取り組むよう努めます。

2 議会及び市長等は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活かし、まちづくりを進めます。

【解説】

第13条は、まちづくりの基本原則の1つである「協働の原則」について、そのあり方を明らかにするために定めています。

まちづくりの推進にあたっては、市民同士あるいは市民、議会及び市長等が課題と目標を共有し、それぞれの役割と責務を認め合いながら、互いに対等な立

場で、協力、連携して取り組まなければならないことを定めています。今後は、この条例をもとに啓発に取り組むなど、協働によるまちづくりを推進していきます。

また、議会及び市長等は、政策の企画・実施にあたり、市民が持つ豊かな社会経験や知識及び創造性を活かし、まちづくりを進めます。

(地域コミュニティ活動への関わり)

第14条 市民は、地域コミュニティへ参画し、自らの地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するよう努めます。

2 市長等は、地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともに、その活動の促進を支援します。

3 市長等は、市民と連携し、協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めます。

【解説】

第14条は、まちづくりにおける地域コミュニティのあり方と市民、議会及び市長等との関わりについて定めています。

地域コミュニティは、自治会をはじめ、子ども会や老人会など地縁によってつながりを持った人々の集まりであり、まちづくりを進めるうえで欠かすことのできない組織です。現在、コミュニティセンターを中心とし、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、生活に密着した課題の解決や自らの地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。

市民は、地域コミュニティに積極的に参画し、互いに助け合い、自ら考え責任ある行動をとることなど、自らの地域の課題解決や共通の目標達成に向け行動するよう努めることを定めています。

市長等は、地域コミュニティ活動の自主性を尊重し、必要な場合には活動を支援します。市では、地域コミュニティと市長等が連携し、自らの地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、コミュニティセンター運営委員会等に対する支援を行っています。

また、地域コミュニティ活動の維持・発展のためには、これを担う人材の育成が必要となります。このため、市長等は、市民と連携し、市民参画及び協働に対する意識の醸成に向けた取り組みを進めることや、市民活動の拠点となるコミュニティセンターを中心とした人づくりに取り組み、まちづくりを担う人材の育成に努めます。

(審議会等)

第15条 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく附属機関として設置される審議会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合、市民の多様な意見が反映されるよう、男女の比率等を考慮した適正な構成に努めます。

2 市長等は、審議会等の委員の一部に公募による市民を含めるよう努めます。

【解説】

第15条は、地方自治法の規定に基づき附属機関として設置される審議会や、附属機関に準ずる機関（有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等）について定めています。

多くの市民から多様な意見を聴くために、男女の構成比、年齢層等を考慮し、幅広い分野から委員の選任を行うことを規定しています。また、法令等により委員の資格が定められている場合や、専門的な知識や経験等が求められている場合などを除き、委員の一部に市民からの公募による委員を含めるよう努めることを規定しています。

(会議の公開)

第16条 市長等は、法令等に特別な定めがある場合を除き、原則として、審議会等の会議を公開します。

【解説】

市長等は、法令等に特別な定めがある場合や個人情報に関わる非公開情報を審議する場合、あるいは会議を公開することで自由な発言が損なわれる恐れがある場合を除き、政策過程の透明性の確保や市民の市政への参画を促進する観点から、原則として、審議会等の会議を公開することを定めています。

(パブリックコメント)

第17条 市長等は、重要な政策等の立案過程において、別に定めるところにより、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めます。

2 市長等は、市民から提出された意見を考慮し、政策等についての意思決定を行うとともに、提出された意見のあらましとその意見に対する市の考え方を公表します。

【解説】

第17条は、重要な政策の立案や計画等の策定にあたり、事前に内容を公表して市民の意見を求めるパブリックコメント（意見聴取手続）の実施について定めています。市では、「羽島市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、パブリックコメントを募集しています。

パブリックコメントで市民から提出された意見は、市にとって貴重なものとなりますので、市長等はそれらを判断材料の1つとして、その内容を考慮して政策等についての意思決定を行うとともに、提出された意見のあらましとその意見に対する市の考え方を公表することを定めています。

（住民投票）

第18条 市長は、市政に関する重要な事項について広く市民の意思を把握するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。

【解説】

住民投票は、市民の意思を市政に反映できる制度であり、市民参画を保障する制度です。まちづくりを行う上で、市長、議員を住民の代表とする間接民主主義が原則ですが、市政に関する重要な事項について広く市民の意思を把握する必要がある場合には、間接民主主義を補完するものとして住民投票を実施できることを定めています。

住民投票の実施に関して、それぞれの事案に応じ、資格や年齢要件などの必要事項については、別の条例で定めることを規定しています。これは、住民投票の実施に当たっては、議会の審議を経て慎重に判断した上で、実施すべきとの考えによるものです。

また、住民投票の結果に法的拘束力はないものの、市民の意思の表明であることから市長等だけでなく、市民も議会も結果を尊重することを定めています。

第4章 情報の共有

(情報の共有及び公開)

第19条 市長等は、まちづくりに関する情報が共有の財産であるとの認識に立ち、これを市民に積極的に提供します。

2 市長等は、別に条例で定めるところにより、公文書の公開を行います。

【解説】

第19条は、まちづくりの基本原則の1つである「情報共有の原則」について、そのあり方を明らかにするために定めています。

まちづくりに関する情報が、まちづくりの担い手間の共有財産であるという認識は、市民参画や協働のまちづくりを進める上での前提となるものです。そのため市長等は、求められて情報を公開するという受け身の姿勢ではなく、分かりやすく積極的な情報提供を図ります。

また、市長等が保有する公文書の公開の手続き等については、「羽島市情報公開条例」に基づき適正な取扱いを行います。

(個人情報の保護)

第20条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行います。

【解説】

第20条は、市が保有する個人情報に関し、市民が権利や利益を侵害されることが無いように、個人情報の保護に対する市の基本的姿勢を明らかにしています。

まちづくりの基本原則の1つである「情報共有の原則」実現のために行う情報の公開・提供においても、個人情報は保護されなければなりません。

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行います。

第5章 市政運営

(行政手続)

第21条 市長等は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、適正な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

【解説】

第21条は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、市長等が行う行政手続(申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出)を適正に行うことを定めています。

市では、行政手続法等に定めのあるものを除き、統一的なルールを定めた「羽島市行政手続条例」を適用することになります。この条例は、行政手続にかかる標準的な処理期間や処分の基準を定めるとともに、処分を拒否する場合の理由の明示や、不利益処分に対する聴聞、弁明の機会の付与などを市長等に義務付けています。

(計画的な市政運営)

第22条 市長等は、総合的で計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を定めます。

2 市長等は、総合計画の策定や見直しにあたっては、進捗状況等を確認し、その検証結果を踏まえるとともに、広く市民参画の機会を設けます。

【解説】

第22条は、総合的で計画的な市政運営を行うため、まちづくりの指針として総合計画を策定することを定めています。

総合計画は、まちづくりの方向性を定める最も重要な計画であり、今後取り組むべき施策を体系的に示したものです。

市では、「未来へつなぐ スマイル羽島」を将来都市像として、令和7年度から令和26年度を計画期間とする「羽島市みらい共創プラン(羽島市第七次総合計画)」を策定し、推進しています。

また、総合計画の策定や見直しを行う際には、進捗状況等を確認し、その検証結果を踏まえるとともに、市民の意見をできる限り反映させることが重要である

ため、意向調査（市民アンケート）、市民ワークショップの開催、総合計画審議会への市民委員の公募や説明会の実施など、広く市民参画の機会を設けることを規定しています。

（危機管理）

- 第23条 市長等は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関と相互に連携を図り、協力して対応します。
- 2 地域コミュニティは、日頃から防災訓練等を行い、自らの地域における防災体制を整えるとともに、災害等の発生時には、自らの地域の中で互いに助け合うよう努めます。
- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守るよう努めます。

【解説】

第23条は、市の危機管理体制について定めています。大規模な災害等の発生時には、自治体としての機能が麻痺してしまうこともあり、危機管理は、まちづくりの基盤であるといっても過言ではありません。自分の身を守る「自助」、家族や身内が手を差し伸べる「互助」、友人や近隣が支援する「近助」、地域コミュニティ等による助け合いの「共助」、市や県、国等の公的機関による「公助」のそれぞれの取り組みと緊密な連携が非常に重要です。

市長等は、市民及び議会と連携し、風水害や地震等の自然災害、鉄道事故や大規模火災等の重大な事故などの様々な緊急事態の発生に備え、「羽島市地域防災計画」等を策定し、災害対策本部体制の確立、避難所の確保など、機動的な危機管理体制の確立に努めます。また、災害等の発生時には、市民、議会及び関係機関等と相互に連携を図り、支援の依頼、速やかな情報収集、被害状況の把握、正確な情報の提供など、協力して対応します。

地域コミュニティである自治会及び地域の消防団や水防団などは、日頃から防災訓練等を行い自らの地域の防災体制を整備し、災害等の発生時には、身近な地域の中で互いに助け合うことが求められます。

市では、災害を自分ごととし、命を守るにはどうしたらよいかを考えるワークショップを市内各地域や小・中・高等学校等にて開催し、8,000 を超える意見をもとに、令和6年4月1日「命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例」を施行しました。

市民は、市民全員で取り組む防災ルールである条例への理解を深め、日頃か

ら食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、住家の耐震化や家具の固定など災害に備えることや防災訓練、その他の自発的な防災活動への参加などに努めるなど、自ら災害の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保し、命を守ることを考えた行動に努めなければなりません。

(国、県及び民間企業等との連携)

第24条 市長等は、共通する課題に対して、国、県、他の自治体等との連携と協力により、その解決に努めます。

2 市長等は、課題に対して必要に応じ、民間企業、大学及び研究機関等との連携と協力により、その解決に努めます。

【解説】

第24条では、行政需要の多様化などにより、市単独では解決することが困難な課題に対して、国、県、他の自治体等との連携と協力により、解決に努めることを定めています。

防災、医療、福祉、ごみ処理等の様々な分野において共通する行政課題に対しては、国、県と市がお互いに補い合う垂直補完と、広域連携に代表される他の自治体との連携・協力による水平補完により、情報共有を図りながら総合的な視野に立ち、その解決に向けて取り組むことを規定しています。

また、多様化する行政課題や市民ニーズに対応するため、民間企業及び大学・研究機関などとの連携と協力により、地域や経済の活性化、公共サービスの充実や施策の効果的な展開を図りながら、その解決に努めることを定めています。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第25条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。

【解説】

第25条では、この条例の規定が常に時代や社会情勢の変化に沿った内容を保つため、市長は、5年を超えない期間ごとに、市民参画による条例の検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うことを定めています。見直しの際は、社会経済情勢の変化に照らして条例の規定に不備が生じていないか、条例の規定と市政運営に乖離が生じていないか等の観点から検証を行います。

条例の実効性を確保するため、この条例の規定がどのように制度等に反映され、市民が主体のまちづくりの実現が図られたのか、実施状況を確認することが必要となります。

羽島市市民協働部市民協働課
住所：岐阜県羽島市竹鼻町 55
TEL:058-392-1111(内線 2313)
FAX:058-394-0025
Email: kyodo@city.hashima.lg.jp